

八丈町農業委員会

第8回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年11月25日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年11月25日(金) 9:00~10:30

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲(欠席)	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一(欠席)	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：7番 浅沼 博之委員、8番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 5) 議案第3号 非農地証明願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、坂井 俊介、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 主任 山口 修平
八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第8回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、7番委員・8番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 本日、事務局長が体調不良により欠席しておりますので、代わりに自分の方から事務局長の活動報告をいたします。
<事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和4年11月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 974㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 野菜・芋類
番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 469㎡
番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内

面積 123㎡、2筆合計 592㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・芋類

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 277㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が勤め人であり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 芋類・ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、島外から移住された方であります。農地については、大きくすぎているスチレチアもあり、手をかけないといけない部分もありますが、取得後、農地整備を行い、野菜とイモ類を栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

番号2の●●●●さんについては、現在無職であります。農地については、現在、野菜が植えられており、取得後は引き続き野菜・芋類を栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

番号3の●●●●さんについては、認定新規就農者です。農地については、開墾された状況であり、取得後は芋類とロベレニーを栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。
地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1、番号2農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 番号1、番号2農地どちらも農業委員と事務局と実際に現場を確認しました。
番号1農地について、事務局から説明があったとおり、一部大きくなったストレッチアもありますが、全体的には整備されていて耕作もしやすく、譲受人の自宅のすぐ隣なので問題ないかと思
います。
番号2農地については、事務局の説明どおり、すでに野菜が植えられており、取得後も継続し
て耕作していくとの事ですので問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号1、番号2農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員と事務局から説明があったとおりです。
番号1農地については、一部整備しなければいけない箇所もありますが、全体的に整理されて
おりますので、耕作はしやすいと思ひます。
番号2農地については、野菜が栽培されており、きれいな状態です。
番号1、番号2どちらの農地も問題ないかと思われまひますので、よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号3農地について、3番推進委員お願いします。

農委3番 農業委員、事務局と現地確認を行いました。
事務局からの説明どおり、現在開墾しており、取得後はロベやイモを栽培するとの事
で問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号3農地について、13番農業委員お願いします。

農委13番 現地を確認し、推進委員、事務局からの説明があったように、現在開墾しております。
現在住んでいる家のすぐ隣の農地であるので、効率的に農業も行いやすいと思ひま
ひますので、問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はござひまひまひますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するに
ご異議ござひまひませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決まひました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年11月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積276㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積187㎡

番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積311㎡

番号1④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、面積417㎡、4筆合計 1,191㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス 売買価格 550,000円

移転の時期 令和4年12月1日、支払い方法 口座振込、支払期限 令和4年11月30日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

番号1農地の●●●●さんについて、全部効率利用・常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。

農地については、現在、開墾されて更地の状態です。農地取得後、山村離島振興整備事業を活用し施設整備を行い、ルスカスを栽培していく計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、3番推進委員願います。

推委3番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。事務局からの説明どおり、開墾されており、施設整備の準備ができております。問題ないかと思っておりますので、よろしく願います。

議長 続いて、番号1農地について、13番農業委員願います。

農委13番 推進委員、事務局と現場を確認しました。

今回の農地の北側にある農地も所有権移転を受ける●●●●さんは所有しておりますので、畑を集約して効率のいい農業が営めると思いますので、問題ないかと思えます。よろしく願います。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 非農地証明願出書の承認について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。

令和4年11月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 853㎡

内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

成年後見人 ●●●●

ここで、少し成年後見人について説明させていただきます。

成年後見人とは、認知症や精神障害、知的障害などが原因で、判断能力が不十分になった人をサポートする役割を持った人のことを言います。

今回、家庭裁判所等の手続きを経て、●●●●さんの成年後見人に●●●●さんがなっております。それでは、説明の方にもどらせていただきます。

非農地の事由としましては、対象地は現在、山林化してしまっている状況であり、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願出することとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 324㎡、内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は三十年以上前から、山林化してしまっている状況であり、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願出することとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

今回の農地については、農業委員及び推進委員・事務局で現地調査を行いました。先ほど説明したとおり、どちらの農地も現在は山林化しており、周辺環境を考えると、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われます。それでは、ご意見をよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 委員、事務局と現地を確認しました。ストレッチャが植えられておりますが、大きさに10年以上放置されていると思われます。他の部分も山林化しておりますので、非農地として処理しても問題ないかと思われます。

議長 続いて、番号1農地について、7番農業委員お願いします。

農委1番 推進委員、事務局と3人で現地を確認してきました。推進委員、事務局が言うように、全体的に山林化してますので、非農地として処理することで問題ないかと思います。

議長 続いて、番号2農地について、4番推進委員お願いします。

推委4番 農業委員、事務局と現地確認をしました。当農地はかなり遊休化しており、耕作するのは困難ですので、非農地として処理して問題ないかと思われます。

議長 続いて、番号2農地について、担当地区の5番農業委員ですが、本日お休みの為、農地に対する意見を文書で事務局が預かっております。事務局より代読をお願いします。

事務局 実際に農業委員、推進委員、事務局の自分の3人で現場確認を行いましたが、本日5番農業委員が欠席の為、5番農業委員より預かった文書を代読させていただきます。

『本件土地について、法務局の登記によれば、昭和59年に国土調査による成果として職権で山林から畑へ地目変更されております。おそらくは所有者の立会がなく、ロベが数本確認できることからロベ畑として認定されたものと推測されますが、現況は雑木等が生い茂って立ち入るのも困難な状況で、農地として活用するには相当の費用を要すると思われますので、非農地として処理するのが相当と考えます。』

以上が5番農業委員からの意見となります。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第3号議案について非農地証明いたすことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については非農地証明いたしますことを決定します。